

国道 3 5 4 号 大堤跨線橋高架下
入札占用指針

1 概要

(1) 入札対象施設等

- ・道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）第 7 条第 9 号に掲げる店舗、倉庫、自動車駐車場、自転車駐車場その他これらに類する施設

※建築物（軽微なものも含む）を計画する場合は、事前に管轄の建築指導課へご相談ください。

※占用許可は道路用地の利用を認める行政処分ですが、許可を受けた場合も、他の法令の基準に適合せず、それらの法令による許可が受けられなければ、申請された施設を設置できない場合があります。他の法令への適合については、入札占用計画の提出者ご自身で確認いただくこととなりますので、ご注意ください。

(2) 道路の占用の場所

物件番号	所在地	占用面積	備考
1	茨城県古河市幸町 80 番 4 地先	431.48 m ²	西側（幸町）
2	茨城県古河市大堤 1114 番 1 地先	436.19 m ²	東側（大堤）

（別添、位置図等参照）

(3) 道路の占用の開始の予定時期

令和 8 年 1 月

(4) 道路の機能又は道路交通環境の維持を図るために入札対象施設等の設置に伴い求める措置

- ア 近隣住居等に対し、騒音及び排ガス等の対策に配慮すること。
- イ 占用物件の設置、維持管理又は警察署長等からの指導等の理由から、やむを得ず占用範囲外に物件を設置する場合は、道路管理者と協議し、別途占用許可の申請を行うこと。占用料は、茨城県道路占用料徴収条例に基づき徴収する。
- ウ 水道、ガス、N T T、電気、下水道等の埋設物及び工作物の確認については、占用者がそれぞれの管理者に対して行うこと。埋設物及び工作物がある場合は、各管理者及び道路管理者と協議し、必要な対策を講じること。
- エ 占用範囲内の、道路法第 2 条に掲げる「道路」及び「道路の附属物」（以下、「道路構造物」という。）の破損を防止する措置並びに滞水等の水害対策は占用者の負担で実施すること。

また、道路構造物の破損及び滞水等の水害は、占用者の責任で対応すること。

- オ 高架下における以下の確認等を実施し、異常があった場合及び道路管理者が求め

た場合は、速やかに道路管理者に報告すること。（①、②、③の確認は月1回以上実施し、④、⑤は適宜実施すること。）

- ① 橋脚、橋梁、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の確認
※異常等を発見した場合には、境工事事務所道路管理課に緊急通報すること。
- ② 高架の道路からの落下物の有無の確認
- ③ 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の確認
- ④ 占用区域内及びその近傍における清掃（水路含む）、除草等の維持管理
- ⑤ その他当該道路の管理上必要と認められる事項

カ 道路構造物の維持管理及び災害対応等を行うために、道路管理者及びその受託業者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。

また、占用物件（車両等も含む）が支障となる場合は、道路管理者の指示に基づき、占用者の負担において速やかに移動等を行い、一時的に占用範囲を空けること。なお、いずれの場合においても休業等に伴う損失補償などは一切行わない（ただし、法令の規定する損失は除く。）。

キ 占用又は占用に関する工事により、道路構造物に損傷等を与えた場合は、速やかに道路管理者に報告し、道路管理者の指示に従い、占用者の負担で復旧すること。

また、不法占用、不法投棄の対応については、その原因者等、他に実施する者がある場合を除き、占用者が実施すること。

ク その他、必要に応じて関係機関等と協議を行うこと。

（5）認定の有効期間

令和27年3月31日まで

（6）占用料の額の最低額

・物件番号1

①建築物の場合： 420円（1㎡当たり/年）

②その他： 308円（1㎡当たり/年）

・物件番号2

③建築物の場合： 375円（1㎡当たり/年）

④その他： 275円（1㎡当たり/年）

茨城県道路占用料徴収条例

別表に定める単価 × 知事が定める期間 = 占用料の額の最低額

①建築物（幸町側） 420円 × 1年 = 420円

②その他（幸町側） 308円 × 1年 = 308円

③建築物（大堤側） 375円 × 1年 = 375円

④その他（大堤側） 275円 × 1年 = 275円

2 占用入札参加資格

- (1) 入札占用計画が、入札占用指針に照らし適切なものであること
- (2) 入札対象施設等のための道路の占用が、道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）第 33 条第 1 項の政令で定める基準に適合するものであること入札対象施設等のための道路の占用が、道路の交通に著しい支障を及ぼすおそれが明らかなものでないこと入札占用計画の提出者（提出者が法人又は団体である場合は役員その他経営に実質的に関与している者を含む。）が次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと
- ア 道路占用許可の手續を履行する能力を有しないと知事が認めるとき
- イ 道路の占用についての占用料を納める能力を有しないと知事が認めるとき
- ウ 法第 71 条第 1 項の規定に基づく監督処分を受けて是正がなされていないとき
- エ 法第 73 条第 1 項の規定に基づく督促状により督促をしているとき
- オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- カ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- キ 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- ケ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- コ その者に道路を占用させることが、公序良俗に反し、社会通念上不適當であると知事が認めるとき

なお、道路の占用に当たって道路交通法第 77 条第 1 項の規定による道路使用許可が必要になる場合は、提出された入札占用計画を基に、施設の配置計画や工事施工の際の道路の規制方法等について、古河警察署と協議を行います。
古河警察署への事前相談、お問い合わせはお控えください。

3 入札占用指針に関する質問等

(1) 入札占用指針に関する質問書

入札占用指針の内容について質問がある場合には、様式 2 にて質問を受け付けます。質問書に対する回答は、HP にて閲覧に供することとします。

閲覧場所：茨城県ホームページ（道路占用入札制度）

<https://www.pref.ibaraki.jp/doboku/doi/ji/senyoniyusatsu.html>

閲覧期間：令和 7 年 12 月 3 日（水）まで

なお、入札の公平性を確保するため、提出された入札占用計画についての個別の質問等について回答はしかねますので、ご了承ください。

ア 質問書の提出方法

郵送又は E メールによるものとします。

イ 質問書の提出期間

令和 7 年 9 月 29 日（月）から令和 7 年 11 月 25 日（火）17 時まで

※ただし、入札占用計画の作成に関する質問は、令和 7 年 10 月 22 日（火）17 時までとします

（２）提出先

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県土木部道路維持課管理 G

電話：029-301-4467

E メール：doi3@pref.ibaraki.lg.jp

4 入札占用計画の作成等

（１）入札占用計画の作成要領

様式 3～7（A 4 判）により、作成してください。提出された入札占用計画を審査し、入札対象施設等のための道路の占用の許可を行うことの可否を判断します。

なお、提出された入札占用計画に形式上の不備や要件の不足等がある場合には、内容の追加、修正を求めることがあります。また、本入札占用指針において示した事項以外の内容を含む入札占用計画については、無効とすることがあります。

様式	留意事項
入札占用計画（様式 3）	①「占用計画期間」の欄には、本入札占用指針に定められた認定の有効期間内において占用を希望する期間を記載願います。 ②「占用の期間」の欄には、①の期間に合わせて占用の開始の時期、占用の終了の時期を記載するとともに、5 年ごとに占用許可の更新手続が必要となりますので、それぞれの更新の時期を記載願います。 ③「添付書類」の欄には、道路の占用の場所、設置する施設等の構造、工事の実施方法等を明らかにした図面その他の入札占用計画に添付する書類名を記載願います。 ※設置する施設等の構造については、茨城県道路占用許可基準令第 9 号物件” 高架道路の路面下における施設” に適合するものとします。 ※工事の実施方法については、道路占用工事共通指示書に適合するものとします。
入札対象施設等の設置に伴い必要となる清掃その他の措置（様式 4）	①施設等の管理、安全対策等の実施体制、方法等を記載願います。 ②日常的な道路の点検、占用区域内の清掃等について、実施体制、方法等を記載願います。 ※占用入札に参加するための必須事項となりますので必ず記載願います。その他、道路の管理に資する取組があれば併せて記載願います。
法人概要（様式 5－1）及び役員名簿（様式 5－2）	事業の内容、役員の氏名等を記載願います。 なお、個人の場合は、様式 5－1 は不要であり、様式 5－2 は記載願います。

式5－2)	2により、氏名、生年月日等を記載願います。
災害等非常時における連絡体制(様式6)	占有者（代表者、現場管理者、施設管理者等）及び工事請負事業者（工事責任者、現場監督者等）から市担当部署への連絡体制図を記載願います。
暴力団排除に関する誓約書（様式7）	記載事項を確認の上、氏名等を記載願います。

（2）入札占有計画の提出方法

受付期間内に上記入札占有計画一式を用意し、郵送又は受付場所まで直接ご持参ください（電話、ファックス、Eメールによる受付は行いません）。

ア 提出受付期間

令和7年9月29日（月）から令和7年10月29日（水）まで（厳守）
（ただし、土、日、祝祭日を除きます。）

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）

ウ 受付場所

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6（県庁舎19階北側フロア）
茨城県土木部道路維持課管理G
電話：029-301-4467

（3）入札参加資格の確認通知

提出された入札占有計画に基づき、占有入札参加資格の有無を確認し、書面をもって、茨城県知事（以下「知事」という。）から通知します。

なお、占有入札参加資格要件を満たしていない方に対しては、理由を付して通知します。

5 入札の実施

（1）入札書の提出

占有入札参加資格があることの確認を受けた入札参加者は、本入札占有指針を熟覧の上、下記のとおり入札書（様式8）を提出してください。

なお、以下の提出日時までに入札書を提出しない方は、本入札に参加することができません。

ア 提出方法

(ア) 入札実施日に持参してください。

(イ) 入札書は、封かんの上、入札参加者の商号又は名称、代表者名（個人の場合は氏名）、入札占有指針件名を表記してください。

なお、知事により占有入札参加資格があることの確認を受けた通知書（以下「占有入札参加資格確認通知」という。）を持参してください。

(ウ) 代理人が入札に参加する場合においては、入札書に加えて、委任状（様式9）

を提出してください。

イ 入札の日時

令和 7 年 12 月 3 日（水）10 時から

※受付は 9 時 40 分から 10 時まで（厳守）

ウ 入札場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁行政棟 1 階入札室

（2）入札にあたっての注意事項

ア 入札書の住所、商号又は名称及び氏名欄は、代表者若しくは委任を受けている場合はその代理人が記載、押印してください。

イ 入札済みの入札書は、いかなる理由があっても、書き換え、引き替え又は撤回することはできません。

ウ 入札者又は代理人は、本件入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできません。

エ 入札会場への入場は、参加者 1 者につき、2 名までとします。

（3）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 占用入札参加資格のない者のした入札

イ 入札占用計画に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 指定の時刻までに提出しなかった入札

エ 所定の入札書によらない入札

オ 記名、押印を欠く入札

カ 入札者又はその代理人が 1 人で 2 枚以上の入札をした場合、そのすべての入札

キ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札

ク 委任状の提出がない代理人がした入札

ケ 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札

コ 入札金額を訂正した入札

サ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

（4）入札の延期等

入札者（代理人が入札する場合にあっては代理人。以下同じ。）が連合し又は不穩の挙動をするなどの場合であって、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し又はこれを取り止めることがあります。

（5）開札

開札は、入札締切り後、直ちに入札者を立ち会わせて行います。やむを得ず入札者以外の者を立ち会わせる場合には、委任状（様式 10）を提出してください。

ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。

ア 入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできません。

イ 入札者は、開札場に入場した後においては、入札関係職員がやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することはできません。

ウ 開札をした場合において、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上の入札がないときは、再度の入札を行います。この場合において、入札者は知事が定める時刻までに再度の入札書を提出してください。ただし、開札に立ち会わなかった方は再度の入札に参加することはできません。

(6) 落札者の決定方法

ア 有効な入札を行った者のうち、入札占用指針に定められた占用料の額の最低額以上であり、かつ、最も高い占用料の額をもって入札額として申し出た者を落札者と決定します。占用料の額は1年間における1㎡当たりの額であり、入札額として申し出た当該額の多寡を比較するものとします。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2者以上あるときは、知事は、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定いたします。

ウ 当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(7) 落札者決定の通知、公表

落札者を決定したときは、落札者に対し、道路の占用の場所、落札額、入札占用計画の認定予定日を通知します。また、ホームページに入札の実施結果（道路の占用の場所、開札結果（落札・不調等の別）、入札者（個人の場合は「個人」とします。）、入札額）を公表します。

(8) 落札者決定の取消し

無効の入札を行った者を落札者としていた場合、又は落札者が落札者決定後の手続を辞退した場合には、落札者決定を取り消します。

6 入札占用計画の認定

(1) 認定の公示及び通知

落札者が提出した入札占用計画を認定した場合、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、道路の占用の場所及び認定を受けた入札占用計画（以下「認定入札占用計画」という。）の提出者（個人の場合は「個人」とします。）等について、事務所に備え付けるとともに、ホームページに掲載します。また、落札者に対しては、入札占用計画の認定日、認定の有効期間、占用許可申請の手続に関する留意事項等を通知します。

なお、警察署との協議の結果等を踏まえ、入札占用計画を認定するにあたってその内容の修正を求めることがあります。

(2) 認定入札占用計画の変更

災害等による道路状況の変化により入札対象施設等の構造を変更する場合、景況による需要の変化により占用の期間を短縮する場合等、真にやむを得ない事情により、認定入札占用計画を変更する必要がある場合には、変更の認定を受ける必要があります。

また、周辺の交通実態等について当初予想されなかった変化があり、警察から認定入札占用計画の変更を求められた場合に、当該計画の変更を求めることがあります。

(3) 認定の取消

認定入札占用計画の提出者（以下「認定計画提出者」という。）に占用入札参加資格がないことが明らかになった場合、認定計画提出者が無効の入札を行ったことが明らかになった場合その他認定計画提出者が詐偽その他不正な手段により認定を受けたと認められる場合には、当該認定を取り消します。

また、道路の管理上の事由その他公益上やむを得ない必要が生じた場合は、認定を取り消すことがあります。

7 道路の占用の許可

(1) 占用許可申請手続

認定計画提出者は、当該計画に基づき、次の関係書類を添えて、下記の窓口へ占用許可申請を行ってください。

ア 申請窓口

〒306-0431 茨城県猿島郡境町西泉田 1293

茨城県境工事事務所道路管理課

電話： 0280-87-0458

イ 申請書類

(ア) 道路占用許可申請書

(イ) 認定された入札占用計画

(ウ) 入札占用計画認定通知（写し）

(エ) 委任状（代理申請の場合のみ）

(オ) その他知事（茨城県境工事事務所長）が必要であると認める書類

ウ 申請期限

(ア) 占用許可申請は、入札占用計画の認定日から 15 日以内に行ってください。

(イ) 特段の理由無く、占用許可の申請手続を行わない場合は、入札占用計画の認定を取り消すことがあります。

(2) 占用許可の条件

ア 近隣住居等に対し、騒音及び排ガス等の対策に配慮すること。

イ 水道、ガス、N T T、電気、下水道等の埋設物及び工作物の確認については、占有者がそれぞれの管理者に対して行うこと。埋設物及び工作物がある場合は、各管理者及び道路管理者と協議し、必要な対策を講じること。

ウ 占用範囲内の道路構造物の破損を防止する措置並びに滞水等の水害対策は占有者の負担で実施すること。

また、道路構造物の破損及び滞水等の水害は、占有者の責任で対応すること。

エ 高架下における以下の確認等を実施し、異常があった場合及び道路管理者が求めた場合は、速やかに道路管理者に報告すること。（①、②、③の確認は月 1 回以上実施し、④、⑤は適宜実施すること。）

- ① 橋脚、橋梁、防護柵、排水施設等の損傷、亀裂、はく離、変形等の有無の確認

※異常等を発見した場合には、境工事事務所道路管理課に緊急通報すること。

- ② 高架の道路からの落下物の有無の確認
- ③ 不法占用、不法投棄、落書き等の有無の確認
- ④ 占用区域内及びその近傍における清掃（水路含む）、除草等の維持管理
- ⑤ その他当該道路の管理上必要と認められる事項

オ 道路構造物の維持管理及び災害対応等を行うために、道路管理者及びその受託業者が占用区域内に立ち入ることを妨げないこと。

また、占用物件（車両等も含む）が支障となる場合は、道路管理者の指示に基づき、占用者の負担において速やかに移動等を行い、一時的に占用範囲を空けること。なお、いずれの場合においても休業等に伴う損失補償などは一切行わない（ただし、法令の規定する損失は除く。）。

カ 占用又は占用に関する工事により、道路構造物に損傷等を与えた場合は、速やかに道路管理者に報告し、道路管理者の指示に従い、占用者の負担で復旧すること。

また、不法占用、不法投棄の対応については、その原因者等、他に実施する者がある場合を除き、占用者が実施すること。

※ 占用許可時には、上記の条件に加え、別紙の許可条件を付します。また、これ以外にも、条件が追加されることがあります。

なお、占用許可の条件に違反した場合は、占用許可を取り消すことがあります。

（３） 占用許可の期間

認定した入札占用計画に記載された期間中、占用を認めます。ただし、３年ごとに更新の手続が必要となり、更新に当たっては事業継続の意思確認をするとともに、当該施設が道路構造に支障を生じさせていないこと及び許可条件違反がないことなどを確認します。

（４） 占用料の額及び支払方法

ア 占用料の額は、認定入札占用計画の提出者が入札において申し出た額に入札占用指針に定められた占用面積を乗じた額とします。

イ 土地の価格の上昇等を踏まえて道路法施行令別表に定める占用料の額が改定され、落札額を上回った場合には、改定後の占用料の額を適用して徴収します。

ウ 占用料の支払いは、占用を許可したときに当該年度分を支払い、次年度以降においては、当該年度の占用料を毎会計年度ごとに支払うものとします。

なお、支払い方法は、知事（茨城県境工事事務所長）が発行する納入通知書により納めるものとします。

エ 年度途中での占用開始又は終了の場合は、同年度の占用料は月割計算とします。

オ 指定された期日までに占用料が納付されない場合には、道路法第 73 条に基づき延滞金を徴収する場合があります。

カ 既納の占用料は還付しません。

8 その他

- (1) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。
- (2) 入札占有計画の作成、提出等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (3) 提出された入札占有計画の内容変更、差し替え及び再提出は認めません。ただし、知事から補正指示等を行う場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された入札占有計画について、提出者に無断で二次的な使用をすることはありません。ただし、占有入札参加資格の確認のため、提出された書類及び個人情報について、警察に提供することがあります。
- (5) 認定した入札占有計画の内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- (6) 認定しなかった入札占有計画は、返却いたしません。

位置図（大堤跨線橋）

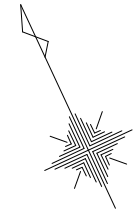
○広域図



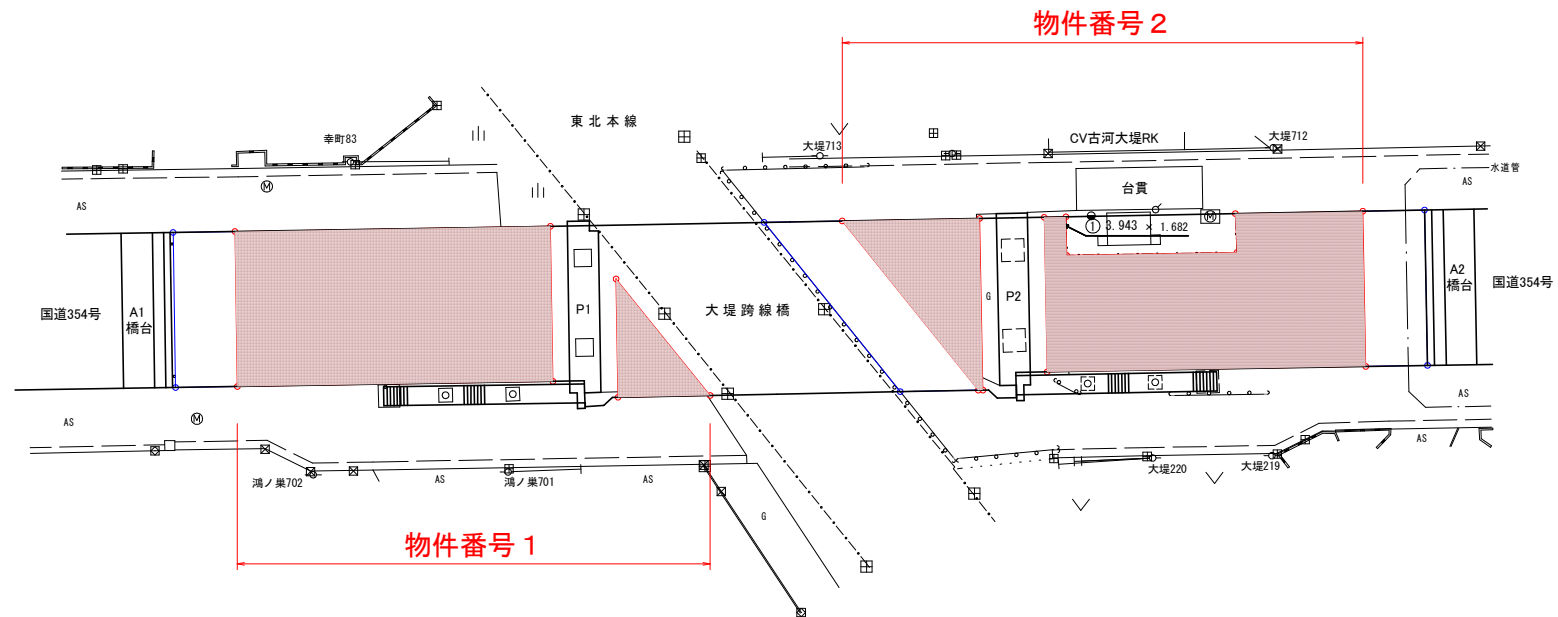
○詳細図



国道354号 大堤跨線橋

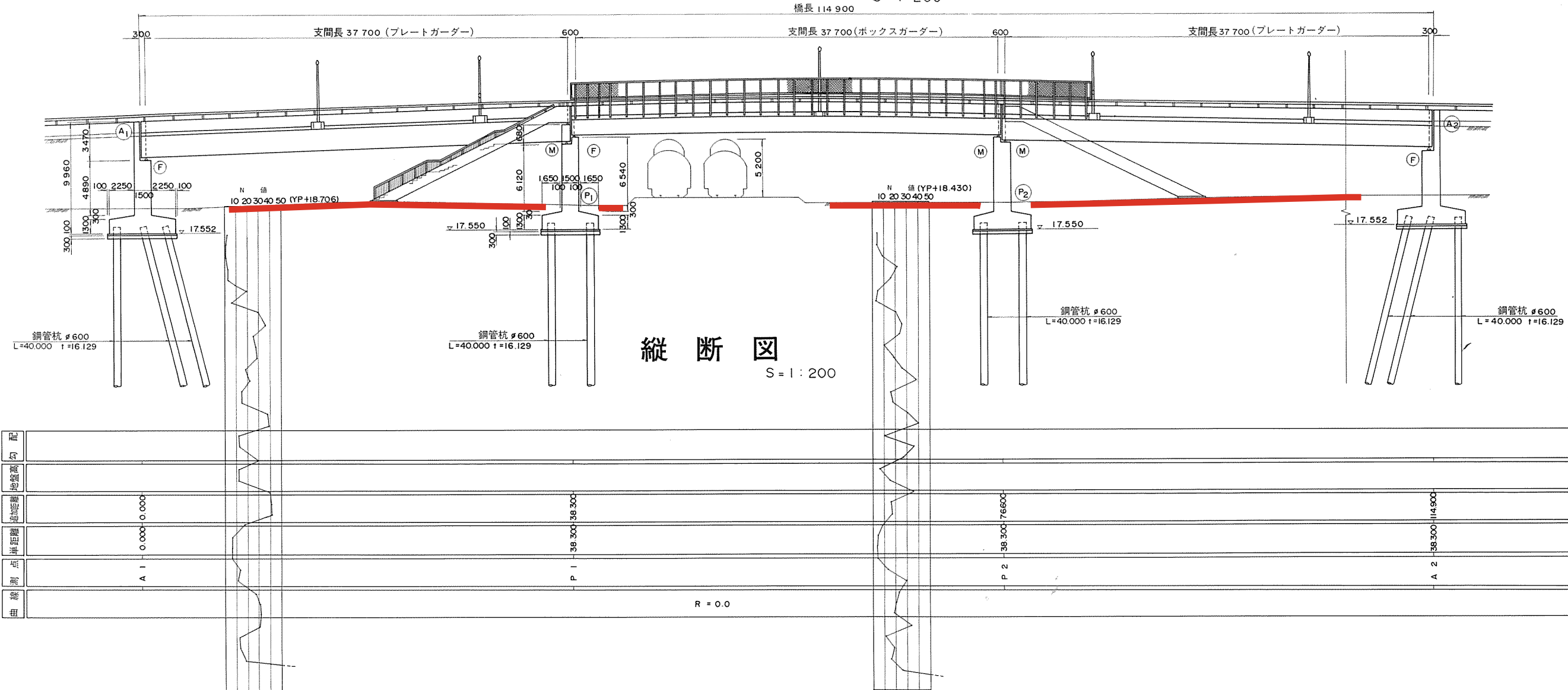


S=1:500



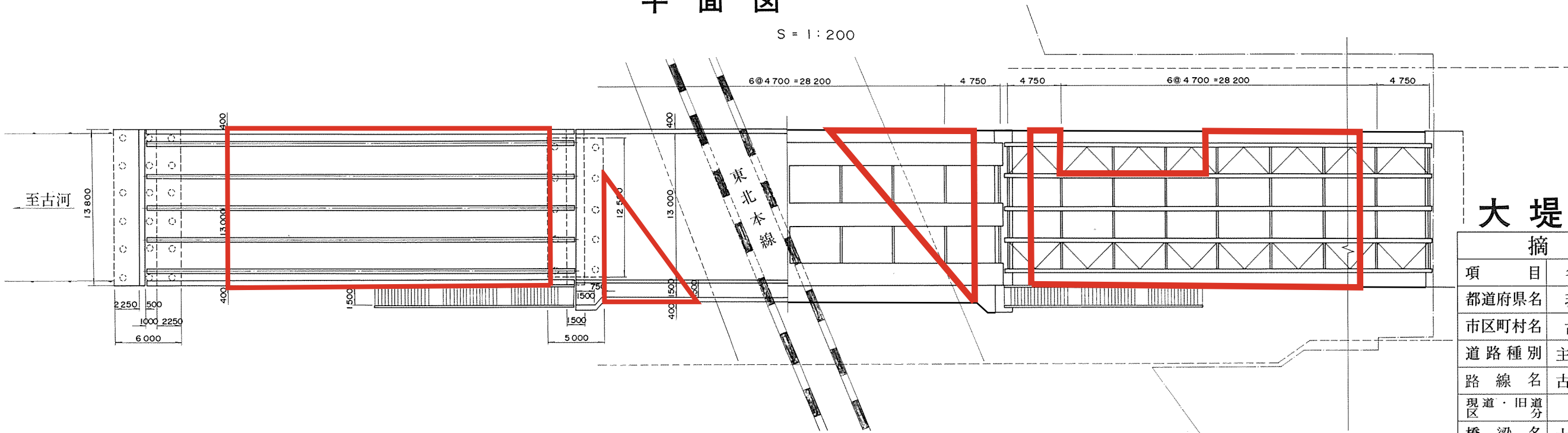
全体一般図
側面図

S = 1 : 200



平面図

S = 1 : 200



大堤二線橋 1/2

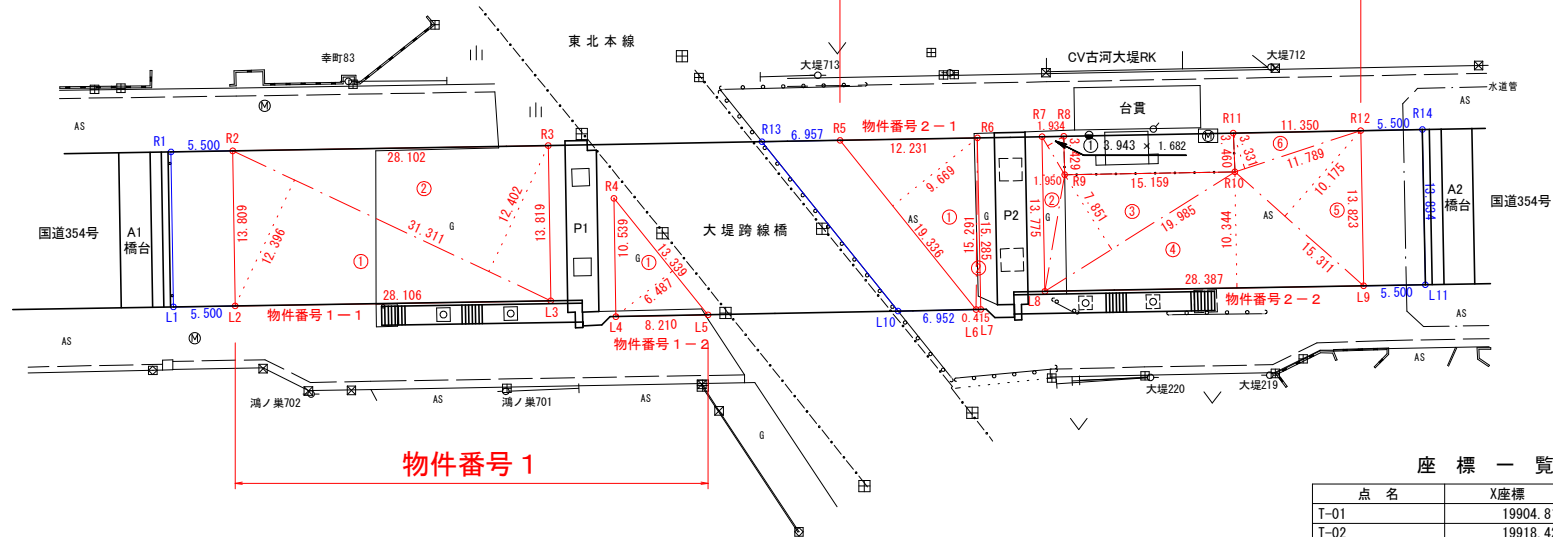
摘 要 欄		
項 目	名 称	コード表示
都道府県名	茨 城 県	0 8
市区町村名	古 河 市	0 2 0 4
道路種別	主要地方道	4
路 線 名	古河・岩井線	0 0 1 3
現道・旧道	旧 道	1
橋 梁 名	大堤二線橋	4 0 4 4 7 0
架設年次	M・S 46年 11月 日	

国道354号

大堤跨線橋

物件番号 2

S=1:500



物件番号 1

地番		○ 物件番号 1-1	
符号	底 辺	高 さ	倍 面 積
①	31.311	12.396	388.131156
②	31.311	12.402	388.319022
		合 計	776.450178
		合 計 面 積	388.2250890
		地 積	388.22 m ²

地番	○ 物件番号 1-2		
符号	底 辺	高 さ	倍 面 積
①	13.339	6.487	86.530093
	合 計		86.530093
	合 計 面 積		43.2650465
	地 積		43.26 m ²

物件番号 1 面積合計 431.48 m²

地番	○ 物件番号 2-1		
符号	底 辺	高 さ	倍 面 積
①	19.336	9.669	186.959784
②	15.291	0.415	6.345765
	合 計		193.305549
	合 計 面 積		96.6527745
	地 積		96.65 m ²

地番	○ 物件番号 2 - 2		
符 号	底 辺	高 さ	倍 面 積
①	3.943	1.682	6.632126
②	13.775	1.950	26.861250
③	19.985	7.851	156.902235
④	28.387	10.344	293.635128
⑤	15.311	10.175	155.789425
⑥	11.789	3.331	39.269159
	合 計		679.089323
	合 計 面 積		339.5446615
	地 積		339.54 m ²

物件番号 2 面積合計 436.19 m²

座標一覧表

点名	X座標	Y座標
T-01	19904.813	-10695.056
T-02	19918.423	-10724.497
T-03	19938.780	-10713.082
T-04	19945.563	-10786.469
T-05	19925.758	-10747.255
R1	19963.441	-10780.637
R2	19961.198	-10775.615
R3	19949.745	-10749.953
R4	19943.019	-10746.635
R5	19939.187	-10726.198
R6	19934.218	-10715.022
R7	19931.882	-10709.760
R8	19931.098	-10707.992
R9	19927.958	-10709.369
R10	19921.786	-10695.523
R11	19924.981	-10694.194
R12	19920.381	-10683.818
L1	19950.834	-10786.273
L2	19948.591	-10781.251
L3	19937.128	-10755.589
L4	19933.396	-10750.933
L5	19930.072	-10743.426
L6	19920.409	-10721.588
L7	19920.241	-10721.208
L8	19919.293	-10715.352
L9	19907.744	-10689.420
R13	19942.014	-10732.555
L10	19923.228	-10727.943
R14	19918.151	-10678.790
L11	19905.504	-10684.397